

大津市における歴史的風土特別保存地区の都市計画決定について

目 次

1. 大津市の古都指定に関する歴史的風土部会での審議経緯 . . . 1
2. 大津市の古都指定についての理由等 2
3. 大津市の歴史的風土特別保存地区の都市計画決定の考え方 . . . 3
4. 大津市の歴史的風土特別保存地区の決定（滋賀県決定）. . . . 7
 - ・理由書 8
 - ・特別保存地区の現況 9
 - ・特別保存地区の位置図 11
 - ・特別保存地区の区域図 12
5. 大津市の古都保存にかかる都市計画決定の経緯 21
 - ・滋賀県公報告示 22

1. 大津市の古都指定に関する歴史的風土部会での審議経緯

回数	年 月	議事概要（都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会）
第1回	2002(H14).4	・歴史的風土部会における今後の検討方向として「大津市の古都指定について、引き続き検討することが必要である」旨、事務局から報告された。
第2回	2002(H14).11	・現地視察の後、大津市の古都指定について審議し、「今後も着実に検討を進めていく」こととされた。
第3回	2003(H15).4	・大津市の古都指定について、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ諮問がなされ、歴史的風土部会に付託された。
第4回	2003(H15).6	・大津市を古都に指定することが適当である旨、歴史的風土部会として了承された。
第5回	2003(H15).11	・大津市における歴史的風土保存区域の指定（案）について、事務局が説明し審議された。
第6回	2004(H16).3	・大津市における歴史的風土保存区域の指定（案）について、審議後、歴史的風土部会として了承された。 ・大津市歴史的風土保存計画（案）について、審議され、修正案を次回部会で諮ることとされた。
第7回	2004(H16).8	・大津市における歴史的風土保存区域の指定について、国土交通大臣へ社会資本整備審議会の答申後、官報告示、区域指定された旨、部会長から報告された。 ・大津市歴史的風土保存計画（案）について、審議後、歴史的風土部会として了承された。
第8回	2005(H17).2	・大津市歴史的風土保存計画及び歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準について国土交通大臣へ社会資本整備審議会が答申した旨、部会長から報告された。

2. 大津市の古都指定についての理由等

大津市は、西暦667年に天智天皇が大津宮に遷都し、わが国政治の中心地として歴史上に位置づけられる都市であり、大津宮中枢部である近江大津宮錦織遺跡、およびこの時代の寺院跡である崇福寺跡、南滋賀町廃寺跡や、園城寺(三井寺)、日吉大社など大津宮と関係の深い社寺が、背後の樹林地と一体となつて、当時から連綿と続いてきた歴史的風土を今に伝えてきている。

地元大津市では、平成14年度から景観施策の一環として調査を行うとともに、市都市計画審議会に景観形成専門委員会を設置し、審議を重ね、平成14年12月19日に市都市計画審議会から「古都保存法による古都指定を受けるべく国、県に要請するよう」との答申を受け、平成15年1月8日、**県に対し「古都指定」を国に要請することについての要望**が県に対して行われた。

県においても、古都指定が実現すると、

- ① 県民の間に滋賀に古都があったという歴史的事象が再認識され、**滋賀固有の文化資産を継承した県民による個性あるまちづくり**が進められること、
- ② 今までの風致地区、自然公園などの緑地保全手法に加えて、古都指定により歴史的風土の保全施策が適用され、それらの相乗効果により、過去から継承された**歴史的風土をより効果的に保全**できること、
- ③ 古都指定にあわせ、歴史的風土を有する地域の魅力をより効果的に発信することにより、**観光振興を図るうえで、大きな力**となること、

などが期待できるものと考えられ、平成15年3月14日に滋賀県都市計画審議会に、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)に基づく大津市の古都指定について」諮問し、「**要望すべき**」との答申を受け、平成15年3月27日に**国に対して、大津市の古都指定について要望**を行い、平成15年6月30日開催の**第4回歴史的風土部会**において了承され、平成15年10月10日、**大津市は政令により全国10番目の古都に指定**された。

3. 大津市の歴史的風土特別保存地区の都市計画決定の考え方

大津市歴史的風土保存計画（平成16年11月26日、国土交通省告示第1465号）に示された、指定基準に基づき次の9地区を歴史的風土特別保存地区に指定（平成18年6月7日）した。

〈指定基準〉

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

① 延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区

- 1) 延暦寺中枢部の荘厳な歴史的風土を保存。
- 2) 東側及び南側は、延暦寺東塔及び西塔地区からの景観を保全するため、可視領域となる稜線、及び稜線に近い境内地界で区域設定。また、阿弥陀堂付近からドライブウェイ沿いの景観を保全するため、可視領域となる一段奥の稜線（境内地界）で区域設定。
- 3) 北側は、延暦寺東塔及び西塔地区からの景観を保全するため、近景となる樹林地を一体的に特別地区に指定。
- 4) 西側は保存区域界（行政界）。京都側は歴史的風土保存区域。

② 延暦寺横川歴史的風土特別保存地区

- 1) 横川中堂の保存、東塔、西塔と並び延暦寺三塔の一つとして重要な地域の荘厳な歴史的風土を保存。
- 2) 北側は横川中堂付近からの景観を保全するため、可視領域となる稜線（境内地界）で区域設定。
- 3) 駐車場から横川地区への入り口の景観を保全するため、通路の両側の可視領域となる稜線、山塊で区域設定。
- 4) 南側は、横川中堂からの景観を保全するため、遠景となる奥の山までの稜線（境内地界）で区域設定。
- 5) 東側は、比叡山行院、定光院からの景観を保全するため、近景となる樹林地を特別地区に指定。近くにある境内地界で区域設定。

③延暦寺飯室谷歴史的風土特別保存地区

- 1) 延暦寺三塔十六谷の中でも、独特の風情を持つ松禅院と安楽律院周辺の荘厳な歴史的風土を保存。
- 2) 南側及び北側は、両院からの景観を保存するため、可視領域となる南北の稜線（境内地界）で区域設定。
- 3) 西側は両院からの景観を保存するため、可視領域となる後背地の尾根を特別地区に指定。
- 4) 東側は、両院からの景観を保全する必要があるが、自然公園第2種特別地区に指定され一定の規制により風土が保存されることから、道路界、河川界（保存区域界）で区域設定。

④西教寺歴史的風土特別保存地区

- 1) 重要な歴史的資産である本堂、客殿等の保存、参道及び本堂付近の歴史的風土を保存。
- 2) 参道及び本堂付近からの眺望は西側の尾根を除き、歴史的建造物に遮られているため、歴史的建造物及び西側の林班界を区域指定することで景観を保全。
- 3) 参道入り口は、北側の老人ホーム及び南側の駐車場については、自然公園第2種特別地区に指定されており、一定の規制をかけて開発を許容することにより風土を保存。

⑤日吉大社歴史的風土特別保存地区

- 1) 日吉大社の歴史的建造物等の保存、坂本の伝統的建造物群保存地区内から日吉大社への参道から見た歴史的風土を保存。
- 2) 参道から日吉大社を見た景観を保全するため、日吉大社及び可視領域となる後背の八王子山を保存。左手に見える尾根は、自然公園第2種特別地区による規制、また右手の区域は、参道からの眺望区域には含まれないことから、風致地区により一定の規制をかけて開発を許容することにより風土を保存。

⑥崇福寺跡歴史的風土特別保存地区

- 1) 史跡そのものの保存。
- 2) 3つの主要な遺跡が尾根の中腹に位置する地形特性から、史跡と一体となった地形を区域指定。

⑦近江神宮歴史的風土特別保存地区

- 1) 近江神宮本殿、拝殿等と独特の樹林地である近江神宮の鎮守の森が一体となった参道の歴史的風土を保全。
- 2) 参道及び近江神宮本殿付近からの景観を保全するため、参道両側の樹林地、及び近江神宮の後背地となる尾根線（都市計画道路区域）を区域設定。
- 3) 参道からは樹林地に阻まれて見えないため、自動車教習所、時計学校等の市街地隣接部は区域に指定しない。なお、自動車教習所は風致地区（高さ規制15m）、時計学校は自然公園第2種特別地区（高さ規制13m）に指定されており、一定の規制をかけて開発を許容することにより風土を保存。

⑧園城寺歴史的風土特別保存地区

- 1) 国法の園城寺金堂、光浄院客殿、勸学院客殿、琵琶湖疏水からの眺望景観、三井寺観音堂付近からの俯瞰景観、金堂から観音堂へ続く参道からの景観を保全。
- 2) 琵琶湖疏水の奥に見える景観を保全するために三井寺観音堂の後背の山塊を保全。
- 3) 三井寺観音堂からの俯瞰景観については現況市街地部分に景観計画の活用により保全を図る。
- 4) 参道からの眺望を保全するため、両脇の歴史的建造物及び駐車場から正面に見える尾根を区域設定。これらに遮られているため、参道からの可視領域から外れる上光院、普賢堂は区域には指定しない。
- 5) 駐車場は、いずれの眺望点からも見えないこと、風致地区（高さ13m以内）であり、一定の規制があることから指定しない。

⑨石山寺歴史的風土特別保存地区

- 1) 石山寺本堂、多宝塔の保全、瀬田唐橋付近からの眺望景観、月見亭付近から瀬田川を望む俯瞰景観、石山寺門前、参道からの景観を保全。
- 2) 瀬田唐橋付近からの眺望景観を保全するため、伽藍山全体を区域指定。
- 3) 月見亭付近からの俯瞰景観は現況市街地に景観計画を活用により保全を図る。
- 4) 石山寺門前、参道からの景観を保全するため、参道両側の歴史的建造物の保存及び石山寺本堂の后背地となる伽藍山を区域指定。
- 5) 石山寺保育園、国分池、一連の宅地はいずれの眺望点からも見えず、自然公園第2種特別地区や風致地区に指定され、一定の規制があることから指定しない。

4. 大津市の歴史的風土特別保存地区の決定（滋賀県決定）

※平成18年4月27日滋賀県都市計画審議会の資料

大津湖南都市計画歴史的風土特別保存地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区	約 2 1 6 h a	
延暦寺横川歴史的風土特別保存地区	約 7 4 h a	
延暦寺飯室谷歴史的風土特別保存地区	約 2 8 h a	
西教寺歴史的風土特別保存地区	約 4 . 4 h a	
日吉大社歴史的風土特別保存地区	約 3 2 h a	
崇福寺跡歴史的風土特別保存地区	約 1 2 h a	
近江神宮歴史的風土特別保存地区	約 9 . 3 h a	
園城寺歴史的風土特別保存地区	約 2 5 h a	
石山寺歴史的風土特別保存地区	約 1 0 5 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙「理由書」のとおり

理 由 書

大津市はその優れた歴史的風土により、平成15年「古都」に政令指定されるとともに「大津市歴史的風土保存計画」が策定された。この「保存計画」においては、大津市歴史的風土保存区域のうち、歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域や、現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域について、歴史的風土特別保存地区として指定することが指定基準で示されている。

今回、この指定基準に基づいて「延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区」、「延暦寺横川歴史的風土特別保存地区」、「延暦寺飯室谷歴史的風土特別保存地区」、「西教寺歴史的風土特別保存地区」、「日吉大社歴史的風土特別保存地区」、「崇福寺跡歴史的風土特別保存地区」、「近江神宮歴史的風土特別保存地区」、「園城寺歴史的風土特別保存地区」、及び「石山寺歴史的風土特別保存地区」を、都市計画に新たに追加することにより、「大津市歴史的風土保存計画」の推進を図り、古都大津の価値を高めようとするものである。

特別保存地区の現況

○延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区

788年伝教大師最澄が比叡山に草庵を開いたことにはじまる延暦寺は、天台宗の総本山として発展してきた。歴史上重要な文化的資産である延暦寺東塔地区の根本中堂、西塔地区の転法輪堂をはじめ多くの堂塔が、比叡山山頂近くの緑濃い樹林の中に一体となって古都大津の歴史的風土の枢要な部分を構成している。なお当該区域は世界文化遺産の登録指定地であり、史跡、天然記念物にも指定されている。

○延暦寺横川歴史的風土特別保存地区

慈覚大師円仁により修行の地を求め開かれた延暦寺横川地区は、東塔、西塔と並ぶ延暦寺三塔のひとつとして歴史上重要な地域であり、横川中堂等の歴史資産と周辺の豊かな奥深い自然と一体となって醸し出す景観は、古都大津の歴史的風土の枢要な部分を構成している。なお当該区域は世界文化遺産の登録指定地であり、史跡、天然記念物にも指定されている。

○延暦寺飯室谷歴史的風土特別保存地区

比叡山の山麓部に位置する延暦寺三塔十六谷の中でも、独特の風情を持つ松禅院と安楽律院が中心となる飯室谷地区は、これらの歴史的文化資産と緑豊かな樹林とが一体となって古都大津の歴史的風土の枢要な部分を構成している。当該地区は世界文化遺産の登録指定地であり、史跡、天然記念物にも指定されている。

○西教寺歴史的風土特別保存地区

豊かな歴史的風土の大津市坂本地区の高台に、天智天皇から「西教寺」の勅額を賜ったといわれ、その後、慈恵大師良源により復興、慈撰大師真盛により天台真盛宗の総本山となった西教寺がある。重要な歴史的資産である文化財指定の本堂・客殿などが、背景となる比叡山の山麓部の濃い緑の樹林の景観と一体となって古都大津の歴史的風土の枢要な部分を構成している。

○日吉大社歴史的風土特別保存地区

比叡山の山麓部には、全国の日吉神社の総本宮の日吉大社がある。境内には国宝の西本宮本殿・東本宮本殿をはじめ数多くのすぐれた文化財や、大宮川の溪流に架けられた風情ある日吉三橋などをみることができ、これらが境内の緑深く広大な樹林の景観と一体となって、古都大津の歴史的風土の枢要な部分を構成している。

○崇福寺跡歴史的風土特別保存地区

668年に天智天皇の勅願により建立されたとされる近江大津京に縁の崇福寺は、古都大津の歴史的文化資産として非常に重要である。現在は静かな丘陵地にその跡を留め、一帯が史跡に指定されている。静謐な樹林地の景観は、隆盛を極めた往時をしのばせる古都大津の枢要な歴史的風土の地区である。

○近江神宮歴史的風土特別保存地区

近江神宮は、史跡近江大津宮錦織遺跡の近傍に、大津京遷都を行った天智天皇を祭神とし造営された。その境内の緑深い森林は神域として保全され、極めて優れた樹林地を形成し、近隣に点在する遺跡と一体となって歴史的風土を形成しており、都が置かれた往時の雰囲気をしnoぶことができる。

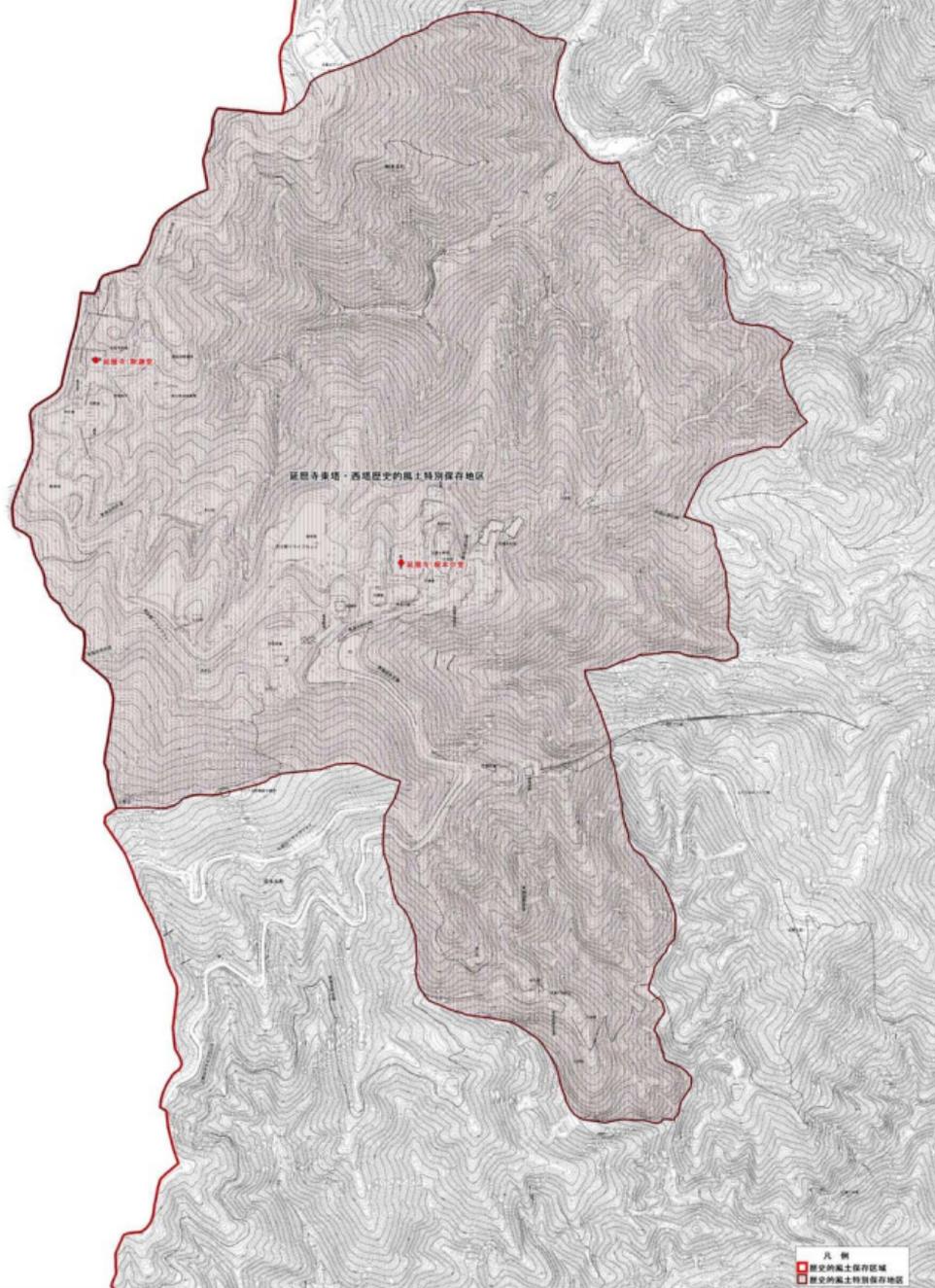
○園城寺歴史的風土特別保存地区

7世紀後半に建立され862年再興された園城寺は、延暦寺とならぶ強大な勢力を持ち、わが国の仏教文化史上重要な役割を果たしてきた。現在でも緑深い樹林の境内に国宝の金堂や、名勝・史跡の光浄院庭園をはじめ枚挙に暇もないほどのすぐれた歴史的建造物群が集中しており、これらが一体となって、近江八景に「三井の晩鐘」ともうたわれた特徴ある歴史的風土を構成している。

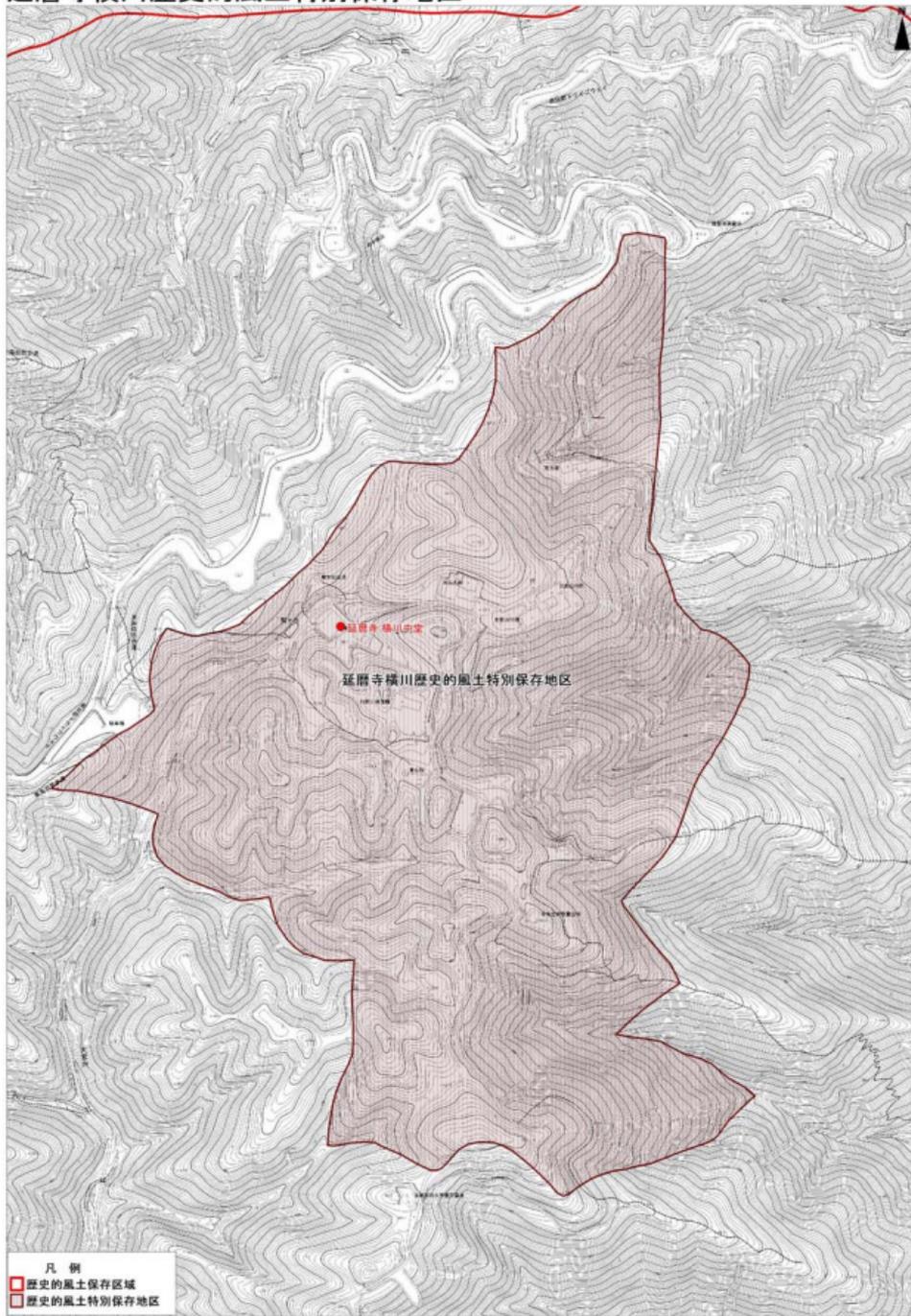
○石山寺歴史的風土特別保存地区

観音巡礼の札所として、また紫式部が源氏物語の構想を練った寺として知られる古刹石山寺は、761年に寺観が整えられた。天然記念物の硅灰石、国宝の本堂、多宝塔など、重要な文化的資産を数多く有し、これらが伽藍山の緑深い樹林と一体となって、近江八景に「石山の秋月」とうたわれた特徴ある歴史的風土を構成している。

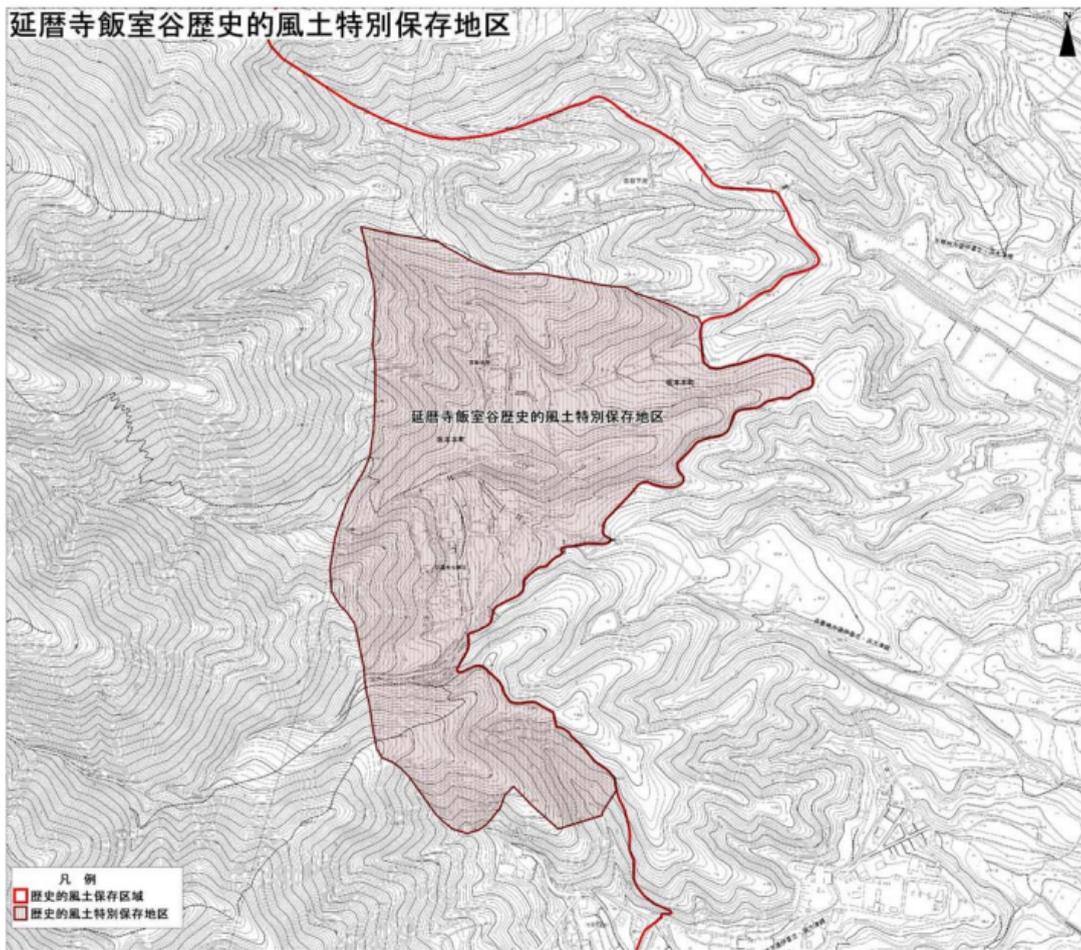
延曆寺東塔・西塔歷史的風土特別保存地區



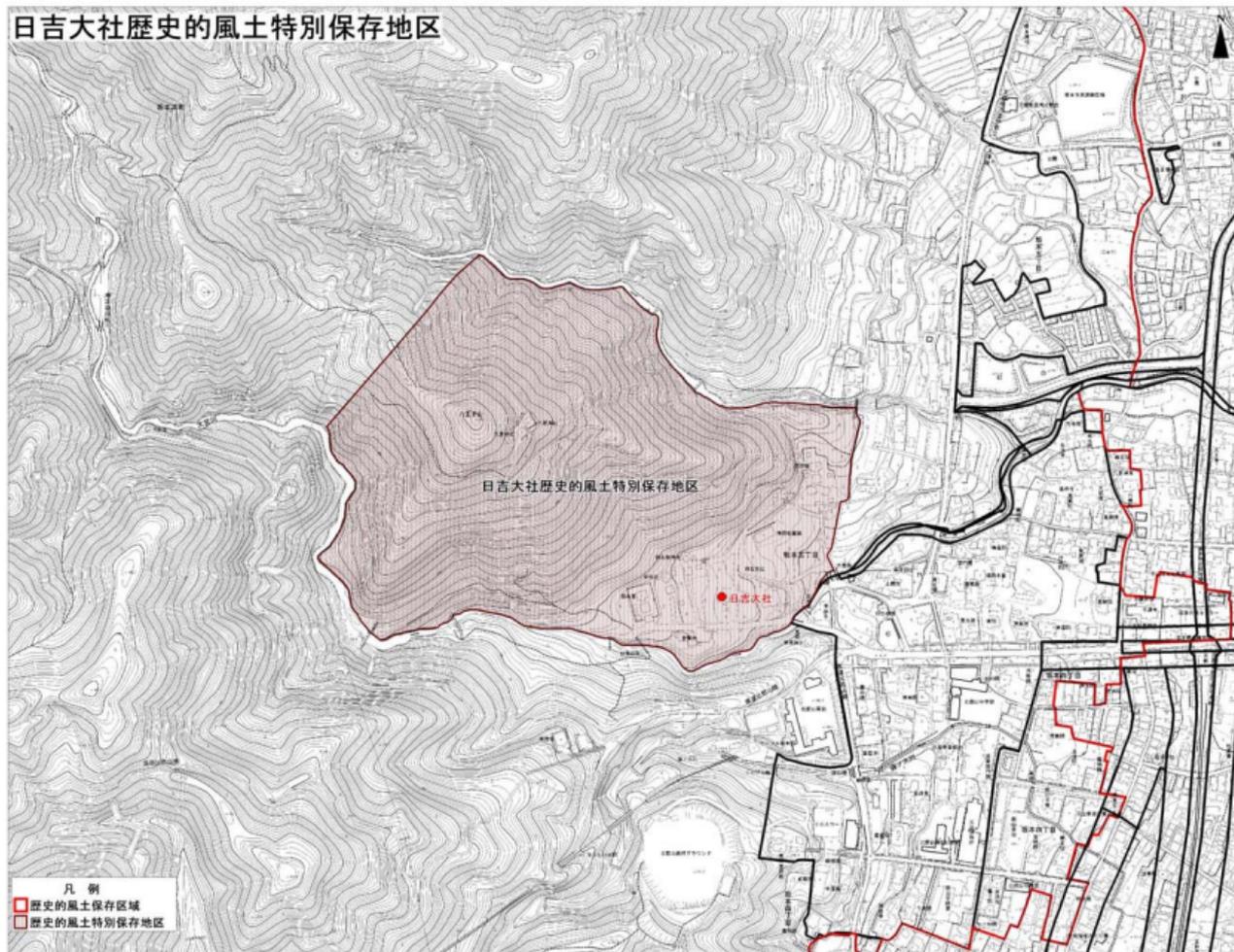
延曆寺横川歷史的風土特別保存地区



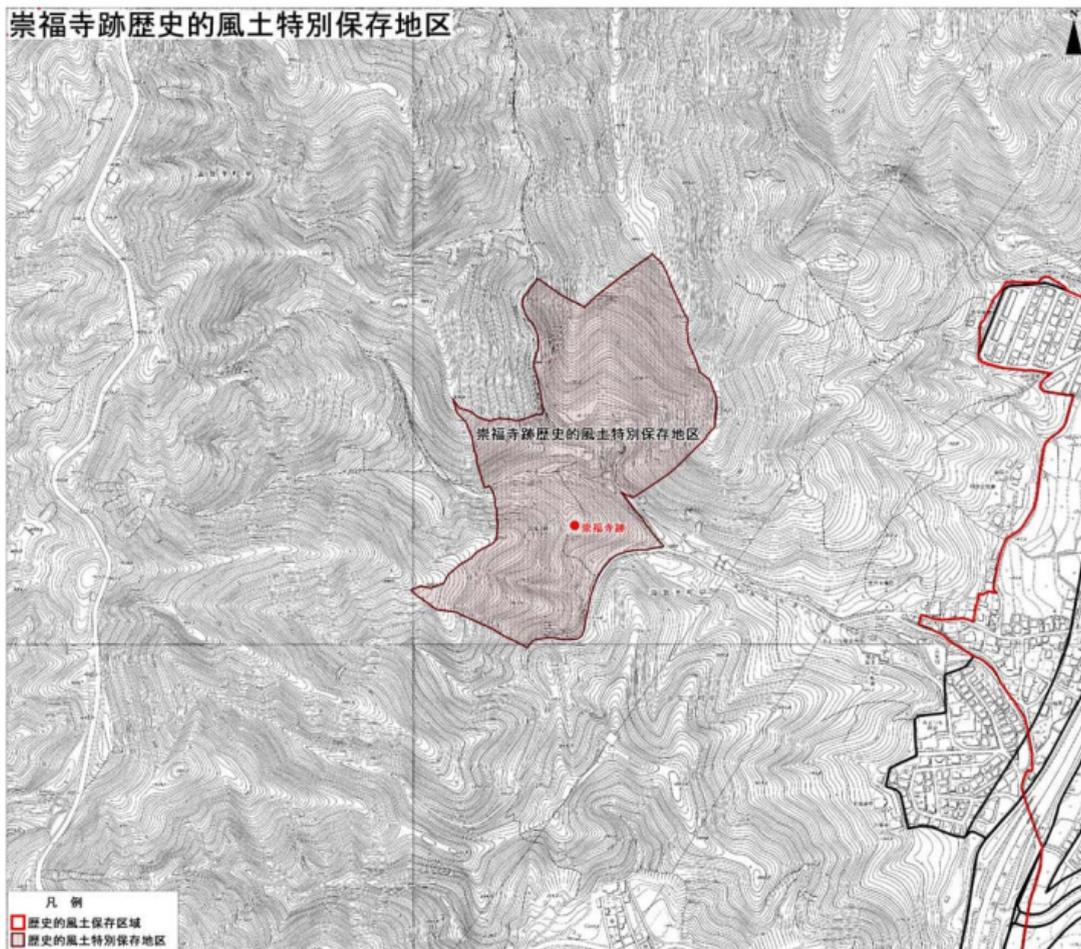
延曆寺飯室谷歷史的風土特別保存地區



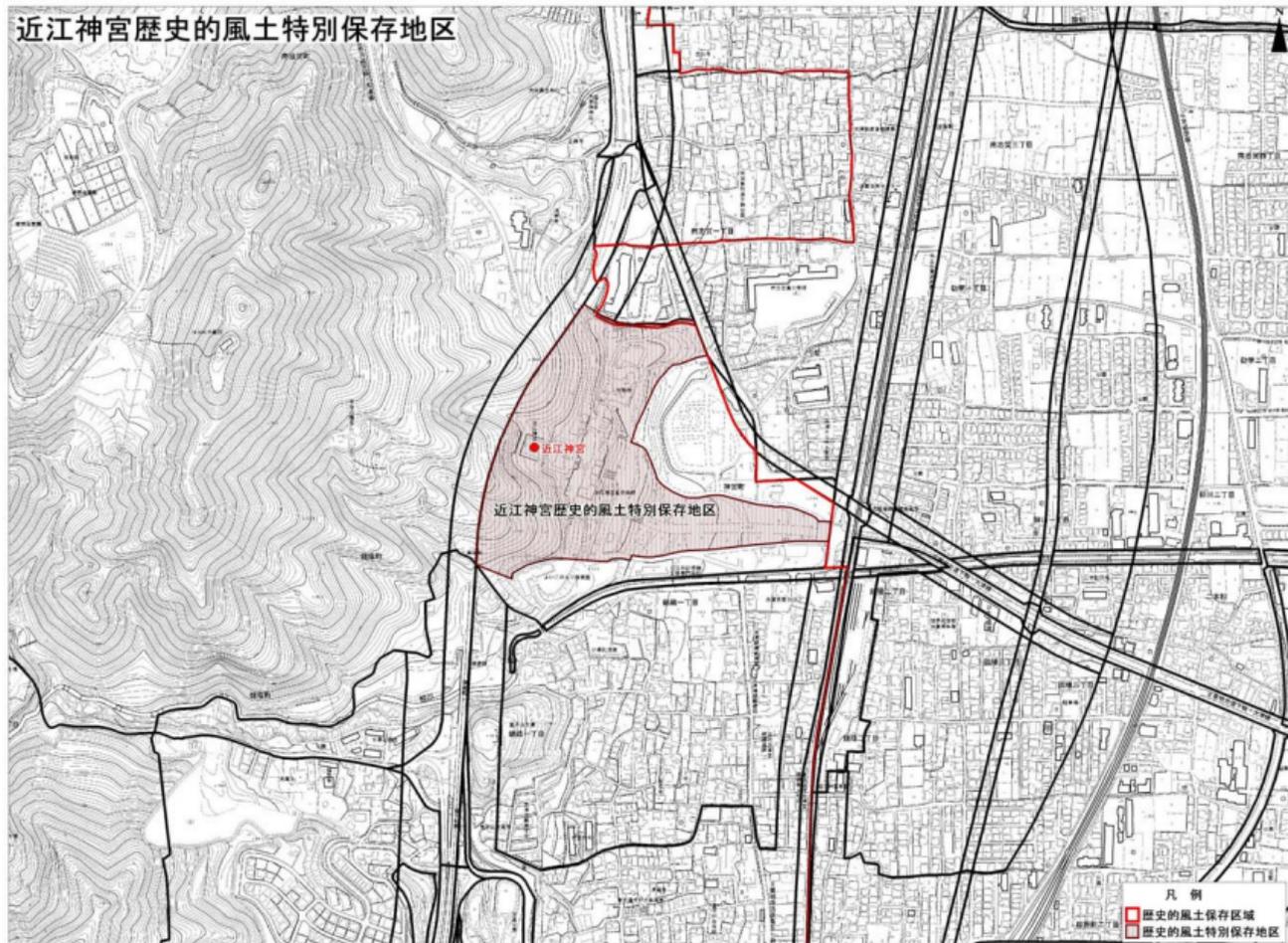
日吉大社歷史的風土特別保存地区



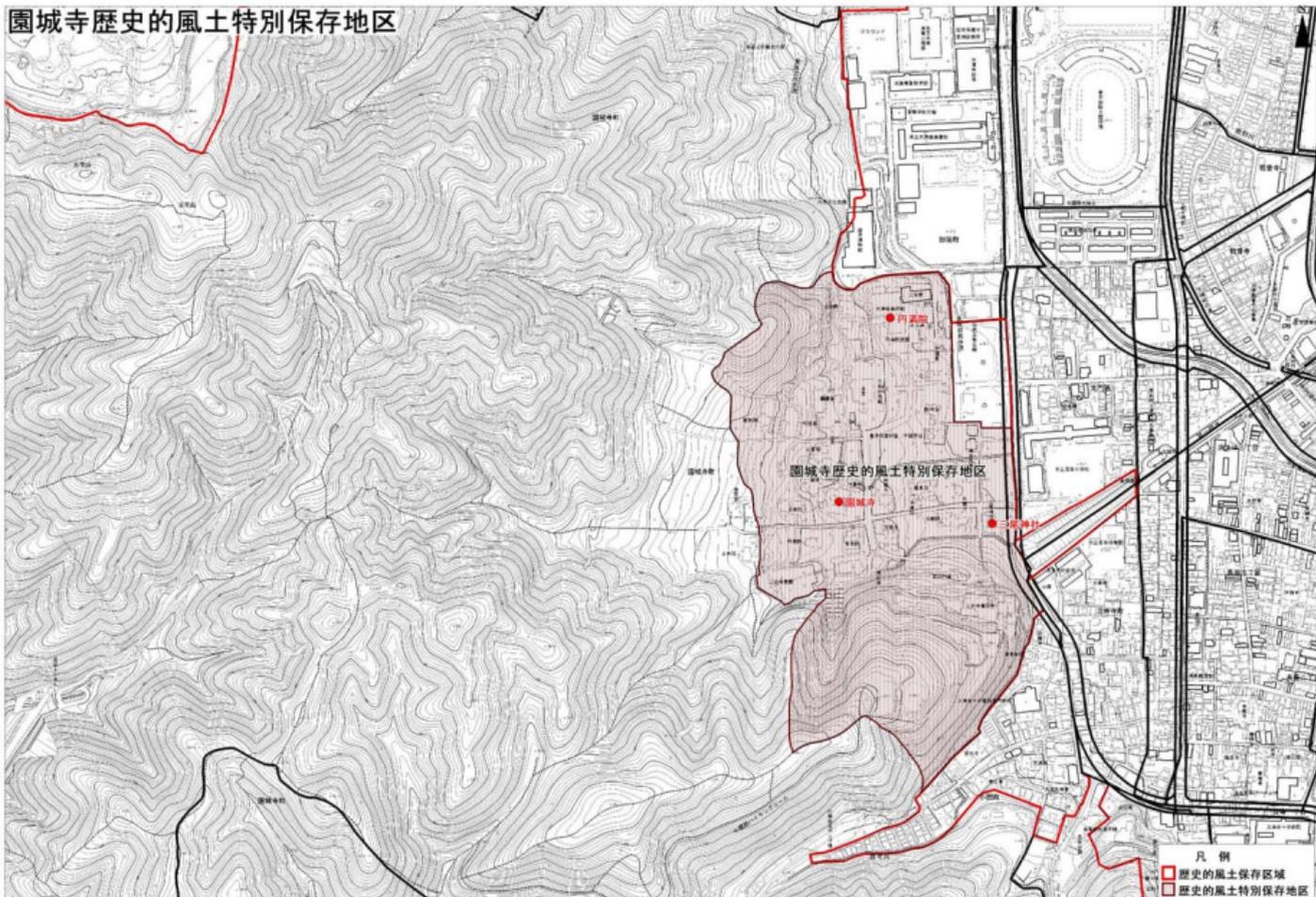
崇福寺跡歷史的風土特別保存地区



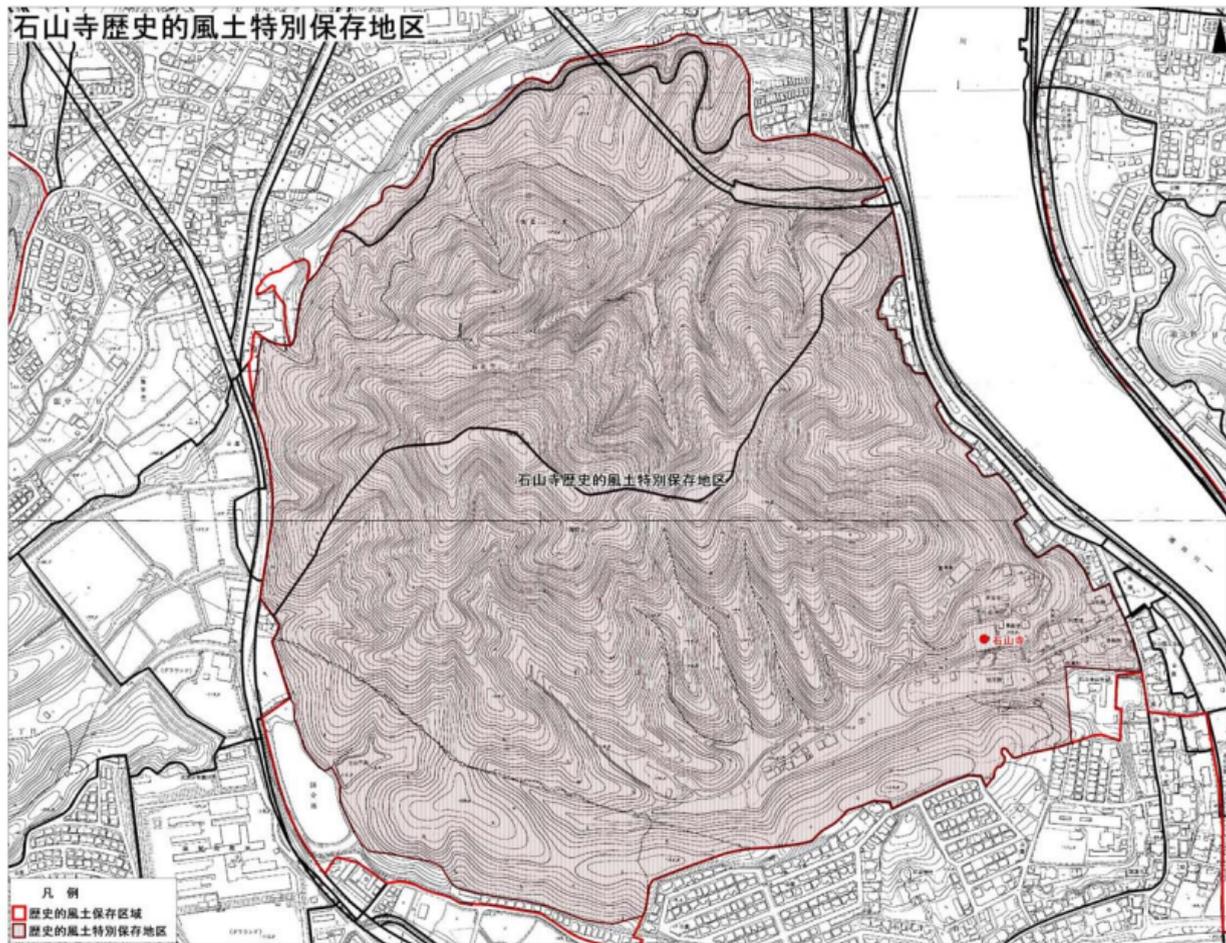
近江神宮歷史的風土特別保存地区



園城寺歷史的風土特別保存地区



石山寺歷史的風土特別保存地區



石山寺歷史的風土特別保存地區

石山寺

- 凡例
- 歷史的風土特別保存地區
 - 歷史的風土保存區域

5. 大津市の古都保存にかかる都市計画決定の経緯

年度	国土交通省	滋賀県	大津市
H15	政令による古都指定 (10/10)		
H16	保存区域の指定 (6/15) 大津市歴史的風土保存 計画決定 (11/26)	→保存区域の運用(届け出) 都市計画審議会報告 (スケジュール等) 主要社寺に経過報告と今後の 作業予定説明	→権限委譲 (H16) (8/2~大津市で運用) ↓ 歴史的風土特別保存地区大津市 素案(1/50,000)作成 主要社寺に経過報告と今後の作 業予定説明
H17	国事前協議	11月~1月地権者等協議 県原案による庁内協議 (1/18、1/25) ←国事前協議(1月下~3月上) 大津市へ意見照会 →	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 大津市素案(1/2,500)作成・ 6月 権利関係調査 ↓ 11月 </div> 11月~1月地権者等協議 景観審議会へ報告 ←県に大津市原案申出 縦覧 市都市計画審議会諮問・答申 (3/27) ←市から県への回答
H18	国・同意	縦覧 都市計画審議会諮問・答申 (4/27) ←国・協議申請 →特別保存地区の決定 (H18.6/7) 特別地区の運用(許可)	→権限委譲 (H16) (6/7~大津市で運用) ↓



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
6 月 7 日
第 2644 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)	583
管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)	584
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (元気長寿福祉課)	585
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (元気長寿福祉課)	585
都市計画の決定 (都市計画課)	585
都市計画の変更 (都市計画課)	586

○ 公 告

県営里祭池地区土地改良事業工事完了公告 (耕地課)	587
県営武佐地区西宿工区土地改良事業工事完了公告 (耕地課)	587
県営武佐地区野田工区土地改良事業工事完了公告 (耕地課)	587
県営武佐地区友定工区土地改良事業工事完了公告 (耕地課)	587
県営武佐地区御所内工区土地改良事業工事完了公告 (耕地課)	587
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	588
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	588
宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施公告 (住宅課)	588

○ 振 興 局 等 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業所の所在地変更の届出 (南部)	589
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (南部、湖北)	589
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (南部)	589
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地変更の届出 (南部)	590
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (南部、湖北)	590

○ 振 興 局 等 公 告

土地改良区役員退任公告 (湖東)	591
------------------------	-----

告 示

滋賀県告示第 1061 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき大津湖南都市計画歴史的風土特別保存地区を次のとおり決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画歴史的風土特別保存地区

延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区
延暦寺横川歴史的風土特別保存地区
延暦寺飯室谷歴史的風土特別保存地区
西教寺歴史的風土特別保存地区
日吉大社歴史的風土特別保存地区
崇福寺跡歴史的風土特別保存地区
近江神宮歴史的風土特別保存地区
園城寺歴史的風土特別保存地区
石山寺歴史的風土特別保存地区

2 都市計画を定める土地の区域 大津市坂本本町、坂本五丁目、滋賀里甲、神宮町、大門通、園城寺町、石山寺一丁目の各一部

3 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県大津土木事務所 大津市松本一丁目2-1